

「徳島県生活環境保全条例の一部改正(案)」に係る
パブリックコメントの実施結果について

○意見募集期間

令和3年11月29日(月)から令和3年12月28日(水)まで

○意見提出者数及び件数

3名の方から7件

○意見の概要

測定義務に対する要望 1件

対象施設に対する質問 1件

その他 5件

○意見及び県の回答案

番号	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	徳島県が上勝町の「ZERO WASTE TOWN Kamikatsu」の取り組みをモデルケースにして、徳島県全県下のすべての市町村が3Rの推進を行う。	いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	徳島県の行政指導で、徳島県全県下のすべての市町村役場にISO14001の認証取得をさせる。	
3	徳島県がごみの不法投棄並びにごみのポイ捨てに厳しい取り締まりを行う。	
4	徳島県が、徳島県ごみ処理広域化計画に対する徳島県全県下のすべての市町村に支援を行う。	
5	徳島県が、スーパーやコンビニエンスストアに空き缶回収機やペットボトル回収機の設置を義務づける。	
6	ボイラーの規模要件は、施行日以前に設置されている施設も対象となりますか。	ボイラーの規模要件については、施行日以降に設置されるボイラーだけでなく、施行日より前に設置されている既存設置ボイラーについても、対象となります。
7	今回の条例改定で新たに規模要件に該当するボイラーに測定義務は課されるのでしょうか。 25L以上50L未満のボイラーは、小型ボイラーより更に規模の小さい簡易ボイラーが主となります。簡易ボイラーをご使用のユーザーは小規模事業者が多く、測定が義務化されることによって運用コストが上昇する事を懸念しております。	既存設置ボイラーのうち、条例改正により規模要件に該当するようになったボイラーについては、設置届の提出は必要となりますが、ばい煙などの測定については、新たな負担とならないよう、経過措置を検討しております。ただし、改正後に規模要件に該当するボイラーを新たに設置する場合は、測定義務が課せられます。